

令和4年2月10日

建設緑政局関係議案資料 (その4)

議案第13号

川崎市移動等円滑化のために必要な道路の
構造の基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

1 川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道に係る道路移動等円滑化基準(以下、道路移動等円滑化基準という。)を定めるもの。

2 改正概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(令和 2 年法律第 28 号)及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正(令和 3 年国土交通省令第 12 号)に伴い、旅客特定車両停留施設に関する道路移動等円滑化基準を定めるもの。

また、同省令の一部改正に伴い、道路等移動円滑化基準のうち歩道等に関する道路移動等円滑化基準の適合対象に自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を加える等の改正を行うもの。

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第88号</p>	<p>○川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第88号</p>
<p>川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例 目次</p>	<p>川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例 目次</p>
<p>第1章 総則（<u>第1条～第2条の2</u>） 第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等</u>（第3条～第10条） 第3章 立体横断施設（第11条～第16条） 第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条） 第5章 路面電車停留場等（第19条～第21条） 第6章 自動車駐車場（第22条～第32条） 第7章 <u>旅客特定車両停留施設</u>（第33条～第43条） 第8章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u>（第44条～第47条） 第9章 雑則（<u>第48条</u>）</p>	<p>第1章 総則（<u>第1条・第2条</u>） 第2章 <u>歩道等</u>（第3条～第10条） 第3章 立体横断施設（第11条～第16条） 第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条） 第5章 路面電車停留場等（第19条～第21条） 第6章 自動車駐車場（第22条～第32条） <u>（新設）</u> 第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u>（第33条～第36条） 第8章 雑則（<u>第37条</u>）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第一章 総則 （趣旨）</p>	<p>第一章 総則 （趣旨）</p>
<p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。</p>
<p>（用語の定義）</p>	<p>（用語の定義）</p>
<p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号）で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第116号）で使用する用語の例による。</p>
<p>（災害等の場合の適用除外）</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設</p>	

改正後	改正前
備については、この条例の規定によらないことができる。	
第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等	第2章 歩道等
(歩道)	(歩道)
第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。	第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。
(有効幅員)	(有効幅員)
第4条 歩道の有効幅員は、川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年川崎市条例第87号。以下「道路構造条例」という。）第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。	第4条 歩道の有効幅員は、川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年川崎市条例第87号。以下「道路構造条例」という。）第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。
2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。	2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。
3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。	(新設)
4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。	(新設)
5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。	3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(舗装等)	(舗装等)
第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。	2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。
3 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の排水溝（横断歩道に接続する排水溝を含む。）には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝	3 歩道等の排水溝（横断歩道に接続する排水溝を含む。）には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けるものとする。

改正後	改正前
<p>蓋を設けるものとする。 (勾配)</p> <p>第6条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>2 <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>第7条～第10条（略） 第3章 立体横断施設 第11条（略） (エレベーター)</p> <p>第12条 <u>移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>籠の内法幅は150センチメートル以上とし、内法奥行きは150センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>籠及び昇降路の出入口の幅は、前号本文の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、同号ただし書の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>籠及び昇降路の出入口の戸にガラス若しくはこれに類するものがはめ込</u></p>	<p>(勾配)</p> <p>第6条 <u>歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>2 <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>第7条～第10条（略） 第3章 立体横断施設 第11条（略） (エレベーター)</p> <p>第12条 <u>移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>かごの内法幅は150センチメートル以上とし、内法奥行きは150センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(2) <u>かご及び昇降路の出入口の幅は、前号本文の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、同号ただし書の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>かご及び昇降路の出入口の戸にガラス又はこれに類するものがはめ込</u></p>

改正後	改正前
<p>込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</p>	<p>まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。</p>
<p>(5) 籠内に手すりを設けること。</p>	<p>(5) かご内に手すりを設けること。</p>
<p>(6) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p>	<p>(6) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p>
<p>(7) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。</p>	<p>(7) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p>
<p>(8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</p>	<p>(8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p>
<p>(9) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けることとし、籠内に設けられた当該操作盤のうち、1以上の操作盤には、インターホン（籠内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。）を設けること。</p>	<p>(9) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けることとし、かご内に設けられた当該操作盤のうち、1以上の操作盤には、インターホン（かご内とエレベーターを管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置をいう。）を設けること。</p>
<p>(10) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を表示すること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p>	<p>(10) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を表示すること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p>
<p>(11) 籠の床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>	<p>(11) かごの床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
<p>(12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅は150センチメートル以上とし、奥行きは150センチメートル以上とすること。</p>	<p>(12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅は150センチメートル以上とし、奥行きは150センチメートル以上とすること。</p>
<p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。</p>	<p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p>
<p>(傾斜路)</p>	<p>(傾斜路)</p>
<p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p>	<p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p>
<p>(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、100センチ</p>	<p>(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、100センチ</p>

改正後	改正前
<p>チメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>(5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を表示すること。</p> <p>(6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。</p> <p>(8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵又はこれらに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>(9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵又はこれに類する工作物を設けること。</p> <p>(10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エスカレーター)</p>	<p>チメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>(4) 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>(5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を表示すること。</p> <p>(6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。</p> <p>(8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵又はこれらに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>(9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵又はこれに類する工作物を設けること。</p> <p>(10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エスカレーター)</p>
<p>第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。</p> <p>(2) 踏み段及びくし板の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。</p> <p>(4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p>	<p>第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。</p> <p>(2) 踏み段及びくし板の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。</p> <p>(4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p>

改正後	改正前
(5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。	(5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。	(6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
(7) 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。	(7) 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。
第15条(略) (階段)	第15条(略) (階段)
第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。	第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。
(1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。	(1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。
(2) 2段式の手すりを両側に設けること。	(2) 2段式の手すりを両側に設けること。
(3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表示すること。	(3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表示すること。
(4) 回り段としないこと。	(4) 回り段としないこと。
(5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。	(5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
(6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	(6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
(7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
(8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵又はこれらに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。	(8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵又はこれらに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
(9) 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵又はこれに類する工作物を設けること。	(9) 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵又はこれに類する工作物を設けること。
(10) 階段の高さが300センチメートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。	(10) 階段の高さが300センチメートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。

改正後	改正前
<p>(11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては 120 センチメートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p> <p>第 4 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 自動車駐車場 (障害者用駐車施設)</p> <p>第22条 (略) (障害者用停車施設)</p> <p>第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短く水平な位置に設けること。</p> <p>(2) 車両への乗降の用に供する部分の幅は150センチメートル以上とし、<u>奥行き</u>は150センチメートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。 (出入口)</p> <p>第24条～第29条 (略) (便所)</p> <p>第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）そ</p>	<p>(11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては 120 センチメートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。</p> <p>第 4 章～第 5 章 (略)</p> <p>第 6 章 自動車駐車場 (障害者用駐車施設)</p> <p>第22条 (略) (障害者用停車施設)</p> <p>第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短く水平な位置に設けること。</p> <p>(2) 車両への乗降の用に供する部分の<u>有効幅</u>は150センチメートル以上とし、<u>有効奥行き</u>は150センチメートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。 (出入口)</p> <p>第24条～第29条 (略) (便所)</p> <p>第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）そ</p>

改正後	改正前
<p>の他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。</p> <p>2 前項の場合において、1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>3 障害者用駐車施設を設けることのない階においても、前項第2号に規定する便所を必要に応じて設けるものとする。</p> <p>(便所の規格)</p> <p>第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(7) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 便房の内法幅は200センチメートル以上とし、内法奥行きは200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を</p>	<p>の他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。</p> <p>2 前項の場合において、1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。</p> <p>(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>3 障害者用駐車施設を設けることのない階においても、前項第2号に規定する便所を必要に応じて設けるものとする。</p> <p>(便所の規格)</p> <p>第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(7) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 便房の内法幅は200センチメートル以上とし、内法奥行きは200センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を</p>

改正後	改正前
<p>150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(4) 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具及び洗面器を設けること。</p> <p>(6) 緊急通報設備を必要に応じて設けること。</p> <p>(7) 荷物台を必要に応じて設けること。</p>	<p>150センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。</p> <p>(4) 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具及び洗面器を設けること。</p> <p>(6) 緊急通報装置を必要に応じて設けること。</p> <p>(7) 荷物台を必要に応じて設けること。</p>
<p>3 第1項第2号及び第5号から第7号までの規定は、前項の便房について準用する。</p>	<p>3 第1項第2号及び第5号から第7号までの規定は、前項の便房について準用する。</p>
<p>第32条 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第7号まで並びに第2項第1号及び第3号から第7号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第1号及び第3号中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。</p>	<p>第32条 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第7号まで並びに第2項第1号及び第3号から第7号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第1号及び第3号中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。</p>
<p>第7章 旅客特定車両停留施設</p>	<p>(新設)</p>
<p>(通路)</p>	
<p>第33条 公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</p>	
<p>(1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p>	
<p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p>	
<p>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過でき</p>	

改正後	改正前
<p><u>る構造とすること。</u></p> <p>(3) <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 <u>旅客特定車両停留施設に隣接し、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の規定による基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の規定による基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</u></p> <p>4 <u>旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>(2) <u>段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。</u></p> <p>ア <u>踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。</u></p> <p>イ <u>段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</u></p> <p><u>(出入口)</u></p> <p>第34条 <u>移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる</u></p>	

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(エレベーター)</p> <p>第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 籠の内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>2 第12条第4号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。</p> <p>3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>(傾斜路)</p> <p>第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構</p>	

改正後	改正前
<p><u>造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</u></p> <p>2 <u>移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>3 <u>第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。</u></p> <p><u>(エスカレーター)</u></p> <p>第37条 <u>移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</u></p> <p>(1) <u>上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>踏み段の幅は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(4) <u>踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</u></p> <p>2 <u>第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。</u></p> <p>3 <u>移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレー</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。</u> <u>(階段)</u></p>	
<p>第38条 <u>第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。</u> <u>(乗降場)</u></p>	
<p>第39条 <u>旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</u></p>	
<p><u>(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p>	
<p><u>(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</u></p>	
<p><u>(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</u></p>	
<p><u>(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</u> <u>(運行情報提供設備)</u></p>	
<p>第40条 <u>旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> <u>(便所)</u></p>	
<p>第41条 <u>第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設</u></p>	

改正後	改正前
<p>ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(乗車券等販売所、待合所及び案内所)</p> <p>第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号の規定による基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(ア)幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ)高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</p> <p>3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。</p> <p>(券売機)</p> <p>第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。</p>	

改正後	改正前
<p>第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (案内標識)</p>	<p>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等 (案内標識)</p>
<p>第44条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。</p>	<p>第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。</p>
<p>2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p>	<p>2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。</p>
<p>3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。 (視覚障害者誘導用ブロック)</p>	<p>(新設)</p> <p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p>
<p>第45条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p>	<p>第34条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両 <u>停留施設の通路と第12条第10号の規定による基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）</u>、便所の出入口及び第42条の規定による基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、<u>この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下 <u>端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比 が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするもの とする。</p>	<p>2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比 が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするもの とする。</p>
<p>5 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必 要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設 けるものとする。 (休憩施設)</p>	<p>3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必 要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設 けるものとする。 (休憩施設)</p>
<p>第46条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及び その上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施 設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合において は、この限りでない。</p>	<p>第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。 ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特 別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備 <u>を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすお それのある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における <u>優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとし る。</u> (照明施設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(照明施設)</p>

改正後	改正前
<p>第47条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>第9章 雑 則 (川崎市福祉のまちづくり条例の適用除外)</p>	<p>第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>第8章 雑 則 (川崎市福祉のまちづくり条例の適用除外)</p>
<p>第48条 この条例で定める道路移動等円滑化基準が川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）第10条で定める道路に関する整備基準と同等以上であると認められる事項については、当該事項に限り、同条例第11条から第13条までの規定は、適用しない。 (経過措置)</p> <p>2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。</p> <p>3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。</p>	<p>第37条 この条例で定める道路移動等円滑化基準が川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）第10条で定める道路に関する整備基準と同等以上であると認められる事項については、当該事項に限り、同条例第11条から第13条までの規定は、適用しない。 (経過措置)</p> <p>2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。</p> <p>3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。</p>

改正後	改正前
<p>4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。</p>	<p>4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。</p>
<p>5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。</p>	<p>5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。</p>
<p>6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。</p>	<p>6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。</p>